

関係法令 ストレスチェック制度 ★★

1. 心理的な負担の程度を把握するための検査等

(安衛法第66条10第1項、安衛規則第52条の9、10、付則)

事業者は、常時使用する労働者に対し、**1年以内ごとに1回**、医師等（医師、保健師、平成27年11月30日において労働者の健康管理等の業務に3年以上であるか、又は、厚生労働大臣が定めるものを修了した看護師又は精神保健福祉士）による心理的な負担の程度を把握するため下記①～③の項目の検査を行わなければならない。

但し、産業医の選任を必要としない常時使用する労働者数50人未満の小規模事業場においては、ストレスチェックは努力義務（実施する場合、地域産業保健センター等の活用等）とされている。又、検査を受ける労働者について、解雇、昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にあるもの（重役、人事部長・課長等）は、検査の直接的に関わる事務に従事させてはならない。

- ①職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目
- ②当該労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目
- ③職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目

2. 検査結果の通知義務と制限

(安衛法第66条の10第2項、安衛規則第46条、第52条の13、指針)

- ①検査を受けた労働者に対し、**検査を行った医師等**から、**遅滞なく**検査の結果が通知されるようにしなければならない。

事業者は、実施者にストレスチェック結果を労働者に通知させるに当たっては、封書又は電子メール等で当該労働者に直接通知させる等、結果を当該労働者以外が把握できない方法で通知させなければならないものとする。

- ②この場合において、医師等は、あらかじめ検査を受けた**労働者の同意を得ないで**、労働者の検査の結果を事業者に提供してはならない。

労働者の同意の取得は、書面又は電磁的記録によらなければならない。なお、ストレスチェックを受けた労働者が、事業者に対して面接指導の申出を行った場合には、その申出をもってストレスチェック結果の事業者への提供に同意がなされたものと見なして差し支えないものとする。

3. 検査結果等の記録の作成等

(安衛法第66条10第4項、安衛規則第52条の11、13、指針)

- ①事業者は、検査を受けた労働者の同意を得て、検査を行った医師等から

検査の結果の提供を受けた場合には、検査の結果の記録を作成して、これを**5年間保存**しなければならない。

- ②検査を受けた労働者の同意を得られていない場合は、検査を行った医師等実施者が保存するのが望ましいが、実施者が行うことが困難な場合には、事業者は、実施事務従事者の中から記録の保存事務の担当者を指名するものとする。実施者又は実施事務従事者が記録の保存を行うに当たっては、5年間保存することが望ましい。

4. 検査結果の集団ごとの分析等（安衛規則第52条の14）

- ①事業者は、検査を行った場合は、検査を行った医師等に、検査の結果を事業場の部署に所属する労働者の集団その他の一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させるよう努めなければならない。
- ②事業者は、分析の結果を勘案し、その必要があると認めるときは、集団の労働者の実情を考慮して、集団の労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

5. 検査結果に基づく面接指導と禁止行為（安衛法第66条10第3項）

事業者は、通知を受けた労働者で、心理的な負担の程度が健康の保持を考慮して医師による面接指導に該当し、面接指導を受けることを希望する旨を申出たときは、申出をした労働者に対し、医師による面接指導を行わなければならない。この場合において、事業者は、労働者が当該申出をしたことを理由として、労働者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

6. 検査及び面接指導結果の報告（安衛規則第52条の21）

常時50人以上の労働者を使用する事業者は、**1年以内ごとに1回**、定期的に、心理的な負担の程度を把握するための検査結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

トライ！

- 1. 事業者は、「心理的な負担の程度を把握するための検査」を受けた労働者に対し、検査を行った医師等から、当該検査実施日から3月以内に、当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。
- 2. 「心理的な負担の程度を把握するための検査」の対象となる労働者の要件は、常時一定の時間外労働をし、疲労の蓄積が認められるものである。
- 3. 事業者は、労働者の同意を得て、検査を行った医師等から検査の結果の提供を受けた場合には、記録を作成して、3年間保存しなければならない。

答 1.× 2.× 3.×